

各種講習費等助成金交付要綱

平成 25 年 5 月 30 日制定
令和 2 年 4 月 28 日一部改正
公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が指定する各種講習を受講した際の受講費等を助成し、運送事業者の輸送の安全等の指導向上と、交通事故防止に資することを目的とする。

(指定する講習の種類及び対象者)

第 2 条 助成の対象となる講習等及び対象者は次に掲げるものとする。

(1) 運行管理者一般講習

独立行政法人自動車事故対策機構等（以下「事故対等」という。）が行う運行管理者一般講習を、運送事業者を選任された運行管理者が受講した場合。

(2) 安全マネジメント講習

事故対が行う安全マネジメントに係る講習会(国土交通省認定セミナー)を運送事業者に所属している者が受講した場合。

(3) 運行管理者試験対策用 e ラーニング

運行管理者試験を受験する目的等により、当協会が承認したインターネットを利用した e ラーニングを運送事業者の従業員等が利用した場合

(助成金額)

第 3 条 前条の各講習等を受講等した場合、沖ト協に所属する事業者（以下「会員事業者」という。）と所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）を区分し、1 人あたりに対する助成金額は別紙 1 の通りとする。

(予算額)

第 4 条 当該年度における各種助成予算の範囲内とする。

(受講から助成交付)

第 5 条 運送事業者は第 2 条に掲げる各種講習等を受講等するところに予約等を行い、指定された日程に受講等することとする。

2 第 2 条の助成交付については様式 1「各種講習費等助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）により、受講等したことが確認できる書面（領収証等）の写し（以下「領収証等」という。）を沖ト協に提出後、その報告が条件に適合すると認めたとき、助成金を交付するものとする。

(実施期間)

第 6 条 当該年度 4 月 1 日より 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

附則 本要綱は平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

各種講習費助成額

(1) 運行管理者一般講習

沖ト協 会員事業者	沖ト協 非会員事業者
3,200円	640円

(2) 安全マネジメント関係講習会

講習名	沖ト協 会員事業者	沖ト協 非会員事業者
ガイドライン	5,200円	1,040円
リスク管理(基礎)	5,200円	1,040円
内部監査(基礎)	5,200円	1,040円

(3) 運行管理者試験対策用eラーニング

沖ト協 会員事業者	沖ト協 非会員事業者
2,000円	400円

※現在、当協会が承認したものは、(株)ノイマンのK o j i r o (コジロー)です。